


庁議付議事案書

開催・令和 2年9月30日

所管部課	市民部 産業振興課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市小口事業資金融資条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市小口事業資金融資条例				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>(1) 改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東大和市小口事業資金融資条例の一部改正により、金融機関に対する預託金や、市制度融資メニューの独立開業資金を廃止する。これに伴い、本条例施行規則の一部改正を行う。</li> </ul> <p>(2) 改正の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則第3条に規定された預託金に関する記述を削除する。</li> <li>規則第5条に規定された独立開業資金に関する記述を削除する。</li> </ul> <p>(3) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年11月1日（ただし第3条の改正規定は、令和3年4月1日）</li> </ul> <p>(4) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な小口事業資金融資あっせん制度の運用が図られる。</li> </ul>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>令和2年9月 1日 「東大和市小口事業資金融資条例」が一部改正。</p> <p>令和2年9月 1日 「東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例」が一部改正。</p> <p>令和2年9月23日 文書課において審査済み。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。